

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認	
根拠法令・条項	<p style="text-align: center;"> 土壤汚染対策法第22条第6項 汚染土壤処理業に関する省令第5条第20号 </p>	
所管課	環境保全部	環境対策課
審査基準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋） 第22条（略） 2～5（略） 6 汚染土壤処理業者は、環境省令で定める汚染土壤の処理に関する基準に従い、汚染土壤の処理を行わなければならない。</p> <p>○汚染土壤処理業に関する省令（抜粋） （汚染土壤の処理に関する基準） 第5条 法第22条第6項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十九（略） 二十 汚染土壤処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第7条第1項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に1年間継続して適合している旨の確認を受けたときは1年に1回以上測定すれば足り、埋立処理施設及び自然由来等土壤利用施設以外の汚染土壤処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。 二十一～二十八（略）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。